

## 自動体外式除細動器の管理仕様書

### 1 設置場所

指定管理者は、管理研修棟の玄関付近など人目につきやすい場所に自動体外式除細動器（AED）及び壁掛け収納ボックスを設置し、救命の用に供すること。

### 2 保守点検

指定管理者は、定期的に見視によるAEDの日常点検を行うものとし、機器の異常を発見し場合は、早急に対応すること。

### 3 消耗品等の交換

指定管理者は、定期的にAEDの部品等（本体バッテリー、電極パッド、収納ボックスの乾電池）の補充・交換を行うこと。

### 4 使用報告

指定管理者は、AEDを用いて救命活動が行われた際には、その都度、知事に報告する。